

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成26年7月14日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）岡原 剛（委員長），石井 宏，北川 恵，武田成能，田守茂男，
林 弘伸，牧真千子，真殿美樹，柳谷郁子

（敬称略）

（オブザーバー）福井健太，渡辺和雄，矢代龍雄，鞭 圭世，田邊正一郎，
水野和雄，山森祐輔，高内 裕

（庶務）新見雅信，木原義則，八木章司，岡田道明

4 議事

(1) 所長挨拶

(2) 新任委員の紹介

(3) 前回テーマ「家事事件手続法施行1年を経て～状況と課題～」のその後の取組状況の報告

(4) テーマ「少年事件手続における被害者配慮制度」についての意見交換（別紙のとおり）

(5) 裁判所からの報告

来庁者アンケート【利用者の声】についての集計結果報告

(6) 次回のテーマ

ワーク・ライフ・バランスについて

(7) 次回の開催日時

平成27年2月16日（月）午後1時30分から

(別紙)

意見交換

※（委員長は●、委員は○、オブザーバーは△で表示する。）

（意見交換に先立ち、裁判所の窓口における少年事件の被害者とその関係者への被害者配慮制度の説明の模擬を実施した。）

- 被害者関係者への被害者配慮制度の説明の模擬を御覧になり、率直な御意見や御感想をいただきたい。
- 先程の模擬では、被害者の父親役の方がかなり少年法について詳しいなと感じた。私も、過去に少年の審判に関係したことがあるが、手続が非常に複雑だったように記憶している。リーフレットには簡単に書いてあるが、一般の方にはイメージがわかないと思うので、被害者に理解してもらえるような配慮が必要ではないかと感じた。
- 模擬の中で、被害者が加害者に気持ちを伝えることができるという説明があつたが、少年の問題の場合、本当に悪意があり罪を犯す場合は別であるが、被害者の遺族や関係者が、被害を受けた本人の状態や関係者の思い入れ等、直接、加害者に事細かに色々と話をして、気持ちを伝えることにより加害者の更生が大分違うのではないかという気がする。それと、加害者の気持ちを被害者の関係者が聞くことにより、もしかすると憎しみや恨みの気持ちが軽減して、刑を軽くしてほしいという申出もあるのではないかと思うが、人間的な加害者と被害者のやり取りは許されているのか。
- △ 直接、審判廷で少年と被害者がやり取りをするということは、通常の少年審判では想定されていない。少年審判の手続というのは、基本的には少年の更生ということが第一目標にできている。少年審判は基本的には非公開の手続で、審判の中で被害者と少年とが直接対面して、あるいは、意見を述べるということは想定されていない。また、被害者配慮制度ができても、傍聴はあくまで傍聴で、審判で行なわれていることを後ろで見るだけということに留まる。意見の陳述という

のも、被害者が裁判官に対して自分の意見を述べるのであり、もちろん、少年がいる場所で述べる場合には少年にも伝わるが、その意見に対して少年が応答するということは想定していない。

- そこだと思うのだが、一番足りないのは人間的なやり取りだと思う。大人が罪を犯すのとは違い、未熟な少年を一定の枠に収めようとするだけではなく、被害者と加害者の気持ちを伝え合うということ、人間的な交流ということが大事ではないかと思う。裁判所がそのような機会を設けることができないか。

- △ 非常に大きな問題のため、今すぐどうするということは申し上げられない。修復的司法というような言い方をされているが、被害者と加害者が直接会話することにより被害感情が癒されたり、あるいは、少年の更生に資するというような効果があるということは指摘されているし、そういうことが実践されているという例も確かにある。ただ、一方で、そういう形を取った時に、被害者の方が非常に感情的になって、少年に対して気持ちをもろにぶつけてしまうと、それに対して少年の方が過度、過敏に反応してしまい、あるいは、大きく傷つくことになるという危険を他方ではらんでいるということになる。よって、被害者と加害者との対話というのは簡単にできることではなく、かなり時間をかけて慎重に運んでいく必要がある。一つ例を挙げると、裁判所が決定を出す前に試験観察という中間的な決定をすることがある。それは、最終的な処分を下す前に数か月から半年程度時間を空けて、その間に少年の生活状況等を観察した上で最終的な処分を決めるというものである。この間に被害者側に弁護士が就き、少年の付添人との間でお互いの状況の情報交換をした上で、直接、少年・保護者が被害者・家族に謝罪する場が設定されるケースも見受けられるが、弁護士による綿密な調整が必要であり、裁判所だけでそのような機会を設けるのは難しい。

- 模擬の中の説明内容や方法等について他に御指摘等はないか。
- 模擬では、ほとんど感情を抜いて行われたが、実際には、処罰感情や被害者の立場になり、もっと感情的な状態での対応になるのかなと思う。例えば、裁判所

の対応時間は変更できないのかとか、全ての情報を教えるとか、こちらは娘を失ったのにプライバシーに関わるもの教えてもらえないのはどうしてだとか、そういう状態の時に、申出書については分かりましたというようになるのか。ただ感情的になっている時に、一つ一つについて手続を踏む事や一定の約束事に従つて手続を踏むことが、いかに被害を受けた方を守っていくことになるのかとかいうような説明も大事なのではないかと思った。また、先程の意見を受けてのことになるが、パンフレットにはイラストも含めて非常に簡単に記載されているが、例えば、傍聴人はどのように入り、どこに座るのか等についても説明されるとイメージができるのではないかと思った。

○ 審判不開始という場合の結果の通知には、その理由も教えてもらえるのか。また、「少年犯罪によって被害を受けた方へ」のパンフレットQの5に「審判期日で行われた手続など」という専門用語が使用されて、下欄で説明を行っているが、説明部分をストレートに記載する方が一般には分かりやすいのではないかと思う。

△ 審判を開始しない場合には、審判状況の説明はできることになる。非行事実の有無について争いがある場合には、審判を開始し、その結果、非行事実が認められない場合は、不処分ということになるので、審判状況の説明や結果通知としては、非行事実が認められなかつたため不処分となったという説明・通知をすることとなる。

○ 一つ気になったのが、現段階で非行事実が認められるのかどうかの説明がなかったところである。模擬では、非行少年である運転手の少年が、最終的に逮捕されて、家庭裁判所に送られて審判を受ける立場になっているが、最終的に非行事実が認められるのかどうかということが、被害者、若しくは、遺族が分かっているのかどうか非常に心配である。非行少年であるとの前提で審判傍聴を行うと、陳述の場が、正に被害感情、遺族の感情をぶつける場になってしまふのではないかと懸念を覚えた。

- △ 今回の事案は、事実に争いがないという前提の事案だと思う。少年が事実を争っている場合には、少年審判手続の中で事実認定のための審理が行なわれることになる。その場合、少年自身が自分は非行をしていないという主張をしている時に、傍聴席から被害者に見られているという状況で、少年がその事実についての陳述を冷静にできるのかということも考えた上で傍聴を認めるべきかどうかを判断していかなければいけないことになる。
- 特殊なケースで、身代わりのケースの場合、少年本人は非行を行ったという主張をすることになるが、そういう場合に、非行を行ったということを前提に話をするのはどうなのかということが気になった。
- 裁判所では被害者の方の人権も配慮し、また、加害者の方に対しても人権を配慮しながら対応し、両方の人権に配慮しているのだと思う。まだ非行事実が認められるかどうかとかいう前の時期であるので、説明に際しては基本的な前提のことを言葉にしておくことも大事ではないかと感じた。
- △ 被害者に対する制度の説明は書記官が行うことになるが、当然、被害者の方の心情をいたずらに刺激しないような形で説明させていただくことになる。ただ、一方で、裁判所としては少年の健全な育成や更生について考えなければならない。そこで、被害者にしてみると、どうも制度自体が少年の保護や健全育成ばかりウエイトを置いていて、被害者としてはしてほしいことが十分にやってもらえないという印象を持たれる場合もあるのではないかと思う。例えば、審判傍聴の対象外の事件の被害者から、どうしてこの少年はこのようなことをしたのか知りたいから傍聴させてほしいと申出をされることもある。その時に、あなたの場合は傍聴はできないのですと、それは少年の健全な育成のためですというような説明をされると、少年ばかりが守られていて、被害者側の言い分は全く聞いてもらえないのかということで感情的になられる方もおられるので、確かに説明の仕方というのは考えなければならないと思う。

(被害者待合室及び審判廷を見学)

- 被害者待合室及び審判廷を御覧頂いた御意見や御感想をお伺いしたい。
- せめて被害者待合室に花を一輪だけでも置いていただけだと、多分、少し気持ちが穏やかに待っていられるのではないかと思う。あまりにも何もなく、無機質で、あれでは身構えてしまう。そこでは、孤独感がひしひしと迫ってくる。
- 教育相談室等も部屋の配置について色々と配慮するが、生命に重大な危険を負ったケースや、亡くされた方に対して、その場に花を置くというのはかえって精神的な刺激になるので、入って一番対面のところに観葉植物を置くとか、心理的な配慮が必要かなと思った。現状は、非常に殺風景というイメージである。それから、小さい子どもさんの場合には、熱帯魚などを置くという、水の色の動きというのは非常に心を落ち着かせるという、心理的な配慮もあることがある。また、テーブルの中央に花を置くというのは、対面で話す場合にはどうなのかとも思う。それから、一つの机で、対面で座られるのか、90度で座られるのかという位置関係も配慮が必要かと思う。教育相談の時などには、カウンセリング・マインド的に物事を処理していくのであればそういうところにも配慮している。
- △ 委員から御指摘があったが、被害者に関しては、調査官も面接や調査の場面において大変配慮している。調査官が調査等をする時には、基本的に90度、ちょうど座っておられる方の横に椅子を配置するような形で話を聞くことが多いと思う。また、家事の方の調停室に空きがある場合には、家事のフロアーを使用して被害者の方と応接する場合もある。
- 前序舎の時から、審判廷によく入ったが、必ず、保護者等に言われるのほんの場所ですかという、場所の雰囲気をものすごく気にされておられた。加害者の親でも裁判官の座る位置はどこかとか、被害者の方で生命に重大な危険を負われた方が、今からドアを開けて入ろうとする部屋のイメージがないというのは心理的に厳しいものがあると思う。まして、入ったすぐ目の前に加害者がいるとなれば、今までいくら冷静であっても取り乱したりするケースが十分考えられるので、事前に被害者待合室におられる時に、例えば、図面を提示して、審判廷はこ

ういう形で、加害少年とはこの位の距離しかない等の説明をするとかの、事前のインフォメーションが十分に必要かなと思う。

- 被害者配慮制度と少年の健全育成をどのように両立を図るかというところで、現場では苦労をしていると思うが、そういう点で何か御意見等があれば伺いたい。
- 少年に手記を書かせるというようなことはされているか。これはとても大事なことである。書くということは、自分を見つめるということになる。そして、そこに嘘偽りのない自分のせいだと、それから、その場合は被害者への想いも入ってくるので、そういう意味で手記というのはとても大事なことで、普通に喋るのとはまた違う。書くということは自分と向き合うことで、喋るということは相手に向かい喋るということになり、特に、少年審判の場合には必要なことだと思う。それをいつの段階でさせるかということは御配慮いただければと思う。
- △ 事件が裁判所に係属すると家庭裁判所調査官が事件の内容に応じて、少年に反省を深めさせるために社会奉仕活動をさせたり、非行内容に応じた講習を受けさせるなど様々な働き掛け（教育的措置）を行っている。その中の一つとして、被害者の気持ちを考えてもらうために、被害者への謝罪文、反省文を書かせるということもあると承知している。また、付添人の弁護士が、少年の反省状況を知つてもらうために、少年に反省文を書かせて、被害者宛に送付するということも、実際に良く行われている。もっとも、稚拙な文書しか書けない少年が書いたものを直接被害者に送った場合、かえって被害者の心情を傷つけてしまったり、被害者から軽い処分になりたいために形だけの反省文を書いて送ってきたというよう捉えられたりすることもあり、被害者に反省文を送付するということについては非常に難しいところがある。
- 被害者に見せるためではなく、下手でもいいので本当に自分の頭と自分の心で文書にするということは、真実に近づくとても大切な過程だと思うので、是非、手記を作成させるということは考えていただきたいと思う。

- 今の点だが、観護措置の少年については、少年鑑別所の方で日記を書かせているのか。書かせていると、それが日々の内省の一つになっているのかなと思うが。
- △ 少年鑑別所で少年の書いた日記の一部を見る機会があるが、審判結果がどうなるかということばかり気にしていたり、出た時に友達と遊ぶことばかり考えていたり、親に漫画を差し入れしてもらいうれしかったなどというものがある一方、日記を書くことによって考え方をまとめたり内省を深めたりしたことが感じられることもあり、確かに、御発言のような効果はあると思う。
- 少年の保護者の態度だが、一般的にどのような感じか。
- △ 一般的な保護者の態度というのはなく、本当に千差万別である。虐待やネグレスト等の顕著なケースもないわけではない。散々、今まで手を焼かされ、何度も裁判所に呼び出されたり、審判廷にまで来させられ、もう嫌だという感じを露骨に出される方もいる。また、事案によっては、後々、損害賠償の訴訟を起こされるのではないか、その場合、審判廷での発言が不利に働くのではないかと警戒する親の態度が子どもにも影響してしまうこともある。少年審判のメインは少年との対話だが、保護者への対応に苦慮することもある。
- 被害者救済という制度はどんどん進んでいくというように捉えているが、非常にいいことだと思っている。もちろん課題もリスクもあると思うが。生命に重大な危険を負った事件の時に被害者配慮制度を活用できるということだが、被害者が4、5人の集団に暴行を受けた場合で、傍聴や被害者配慮制度を利用するときには、一人一人について同じ申請をしなければいけないのか。もう一点、事件記録の閲覧、謄写の守秘義務等の注意事項であるが、先程、少年の父親役の方が民事裁判に使用したいのですがという質問をしていたので、その時の注意事項についてもう少し具体的に教えていただきたい。
- △ 共犯事件の場合でも、少年の審判は個別に行なわれるのが原則である。それは、少年一人一人が抱えている問題、家庭及び本人の生活等が違っており、非行

事実が共通していても、下される処分というのは少年ごとに変わってくるので、審判を他の少年と一緒に処理するわけにはいかない。手続が面倒かとは思うが、被害者が見たいということであれば、個々の少年事件に対して手続を執っていたくなる。ちなみに、逆に、一人の少年が車を暴走させて、多数の被害者を出したような場合、一人または一家庭何分というように時間を区切り、多数の被害者に意見陳述をしていただいたというケースもあると聞いている。次に、民事裁判のケースだが、模擬の中で書記官がかなり慎重に事件記録のコピーの使用方法について説明していたのは、使い方を誤って名誉棄損等のトラブルにならないようにということで注意的に話をしたものである。裁判所としても、民事裁判に使用されることを想定して、無関係な方のプライバシー等が不注意に外部に出てしまわないように、謄写をしていただくときには配慮をしているが、万が一、何かの不注意で漏れてしまったり、思いがけない使われ方、例えば、その情報を写真に撮り携帯電話で広めてしまうとか、あるいは、報道機関を通じて少年の発言について不正確な情報を流してしまう等、後々、事実と違った場合には責任追及されることも考えられるので、注意喚起のため御説明をさせていただいている。

○ 印象として、審判廷は狭いというように思った。ちなみに、私共は、建て替えをしてもらう場合には、予算の関係上制約があるので、このような構造の、こういう部屋が幾つ位要るというように、何を優先するのかということで決める。ただ大きければ良いというものではないと思うが、一方で、少年を処分するには一定の重みのような雰囲気もあってよいのかと思う。審判廷の面積には何か意味があるのか。もう一点、先程、民事訴訟の話が出たが、被害者の方は色々と気になることがあると思うが、救済制度等についての説明についてどの程度まで統一されているのか聞きたい。

△ 審判廷の広さについて、通常は少年と保護者というごく身近な人だけがいる空間であるため、現在の広さは適當ではないかと思う。また、過去の傍聴事件につ

いても特に支障はなかったと聞いている。審判の雰囲気ということに関して言えば、通常、少年審判はできるだけ和やかに、今からどのように前向きに立ち直ってもらうかということで、良いところを褒めたり、激励したり、ある意味、アットホームな雰囲気で行われることが多いと思う。ただ、一方で、被害者の立場からすると、例えば、自分の子どもは亡くなつて学校にも修学旅行にも行けなくなつたのに、少年は学校にも修学旅行にも行け、普通に就職もできるということを考えると非常に辛い思いをさせてしまうことになるが、このような点に関しては、もっぱら、少年に対する質問の仕方等、手続の進め方の点で配慮していくことになると思われる。もう一点について、裁判所は公平中立な立場を超えた相談に応じることはできないので、一般的な手続の説明をする程度に留めることになる。例えば、損害賠償をしたいがどうすればよいのかというような御相談に対しては、弁護士であるとか、あるいは、法テラスというところを御紹介させていただくことになる。

○ それぞれの立場や役割とかがあると思うが、おそらく被害者の方はものすごく無力感というものに圧倒され、ものすごく感情的になられるという反応もあるのではないかと思う。そのような場合には、被害者自身の意見陳述が、審判にも影響するというように理解されるということもあるのではないかと思うが。

△ 少年審判は基本的には少年の非行原因を探った上で、健全な心の育成を目標に行うことになる。その点は、被害者配慮制度が導入されても基本的には変わることはない。ただ、このような制度が導入されるまでは、あまりにも被害者の立場に対する配慮が乏しかったので、そこは今後、十分に配慮していかなければいけないし、被害感情がどれほど強いのかということは、処分の結果にもある程度影響してくる可能性はあるかもしれない。もちろん、少年事件の場合、刑事裁判のように、やつたことに対する報いとして、当然このような罰を受けなければいけないという発想に立つわけではないが、少年によっては、被害者の被った迷惑や被害感情というものを本当に自分のものとして理解することができず、表面的な

反省の言葉しか出てこないという場合も少なくない。そういった少年に対して、できるだけ被害者の心情というものを理解させ、心から更正しようという決意を持てるような審判手続を考えなければいけないと思う。